

意見案第3号 消費者のための新たな訴訟制度の創設を求める意見書

[24.10.4 石塚 正寛議員 福原 賢孝議員 包國 嘉介議員 大河 昭彦議員 山崎 泉議員
真下 紀子議員 提出/24.10.5 原案可決]

全国の消費生活相談件数は、平成23年度で約88万件と依然として高い水準となっており、北海道内においても、同年度に北海道立消費生活センターに寄せられた相談件数は6000件を超え、消費者被害は後を絶たない状況が続いている。

現行の訴訟制度において、被害に遭った消費者個人がその被害を回復するためには、相応の費用と労力を要することや事案の全容を把握できず説明が困難であること、さらに、被害に遭っていることを自覚していないこと等により相当の困難を伴っている。加えて、現行の消費者団体訴訟制度には、適格消費者団体に損害賠償の請求権を認めていないことから、消費者の被害回復に必ずしも結びついていないという課題を有している。

こうした現状を踏まえ、現在、消費者の被害救済のための新たな訴訟制度の法案化が消費者庁において準備されている。

その制度案を見ると、共通争点を有し多数発生している消費者被害を対象とし、手続追行主体を内閣総理大臣が認定する特定適格消費者団体に限定している。また、訴訟手続を2段階に区分し、1段階目の訴訟で事業者側の責任が認められた場合に、2段階目で個々の被害者が参加し簡易な手続で被害額を確定し被害回復を図るという仕組みとなっている。

そのため、消費者にとって費用や労力の面で現行制度より負担が軽減されるとともに、事業者にとっても多数の消費者との間の紛争を効率的に解決できるという利点も含まれている。

よって、国においては、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について適切な措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 次期通常国会に法案を提出し、早期にその創設を図ること。
- 2 本制度の実効性を確保する観点から、対象事案や手続追行主体の拡大及び通知・公告費用の負担のあり方等の改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 消費者及び食品安全担当大臣 各通

北海道議会議長 喜多龍一